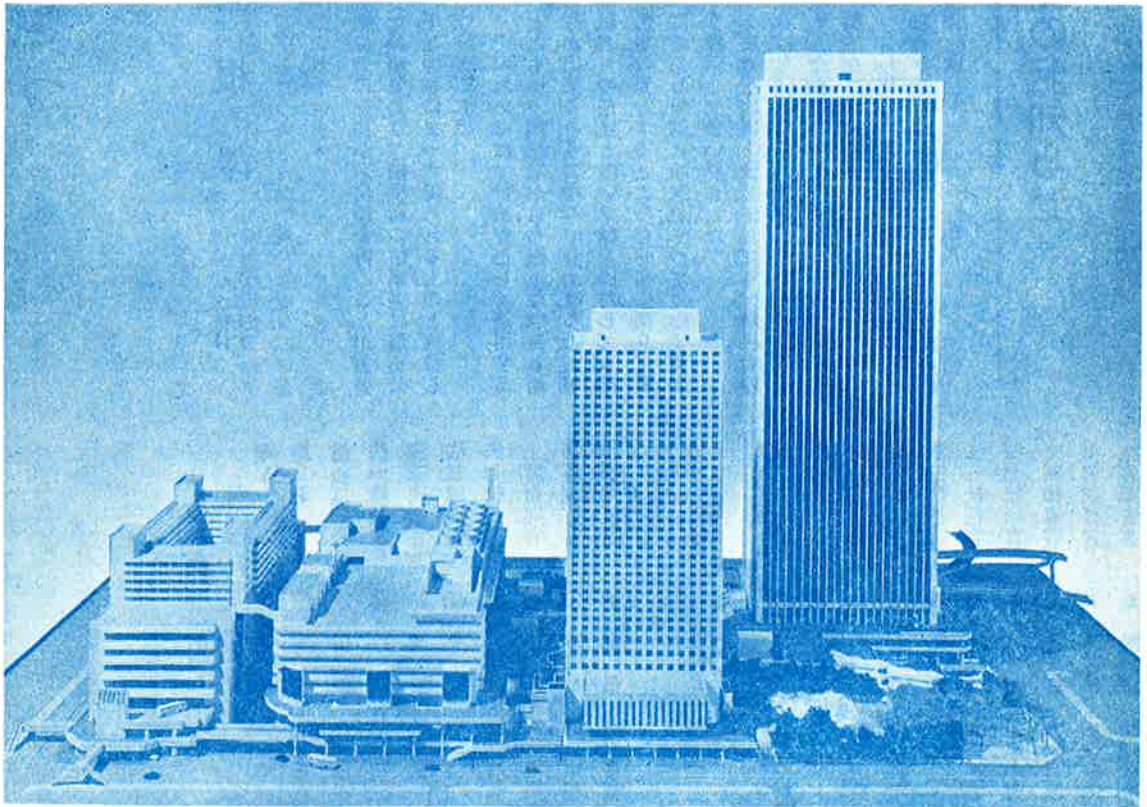


社団法人豊島法人会報

昭和52年9月15日

九 月 号

(No. 12)



目次

表紙	1
署長着任のあいさつ	2
豊島税務署定期異動のお知らせ	2
年間行事の大綱を検討した	2
青年部役員会	3
広報委員会開かる	3
経営者層を対象に一般教養に関する 講演会行わる(青年部主催)	3~4
都税事務所だより	4
税のことわざ集(4)	5
税についてのご相談は申告指導官へ	5
社長実務学「倒れる会社・ 伸びる会社」	6~7
税制改正要望全国大会のご案内	7
講習会日程表	7
豊島区の風土記	8
明るい窓口(東海銀行)	9
海外旅行記	9
社長健康学「ガンは壮・老年病」	10
広告(健康な家庭)	11
中学生の「税に関する作文」集②	12
あとがき	12

着任のあいさつ



豊島税務署長

高根 澤 邦

社団法人豊島法人会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。このたびの定期異動により神奈川税務署から当署に着任いたしました高根澤でございます。着任後、日も浅く会員の皆様方にはまだお目にかかる機会を得ませんが、この会報をおかりして着任のあいさつをさせていただきます。

当法人会におかれましては、多くの関係者の皆様のご努力がのりまして、五十年五月に社団化を達成され、公益法人として会員法人のためのみならず、広く多数納税者、あるいは地域社会のために活発な事業活動を展開しておられることを伺い、税務行政にたずさわる者として誠に心強く感ずるとともに、深く敬意を表する次第でございます。

私は、税務の仕事はなんといっても、

納税者の皆様から信頼を得ることが重要な課題であり、納税者の信頼感に適正公平な課税によって得られるものと確信しております。

そのためには、税法を正しく適用するとともに、納税者が自ら適正な申告と納税が出来るようご指導申し上げることが私どもの任務と考え、職員に対しても納税者の意とするところを的確に測り、節度のある親切と誠意をもって行動するよう指示してまいりました。

また税務署と致しましても、納税者の身になった指導体制をととのえ、とくに法人会を通じての説明会、研修会等に積極的なご協力を申し上げる所存です。

おわりに、社団法人豊島法人会のみならず、ご発展と会員の皆様のご繁栄と健康をお祈り申し上げます。

豊島税務署定期異動のお知らせ

去る七月の定期異動発令で、当会に色々と御指導賜

わった署長さん以下たくさんの方々の異動がありましたのでお知らせ致します。(今回は特に関係の深い方だけ記載致します)

◇ 転 出 者

- 署 長 大森昌一(退 職)
- 副 署 長 横内正治(東京国税不服審判所横浜支所・副審判官)
- 総務課長 藤田栄作(国税局・訟務官)
- 法一統括官 林 昭司(麴町・総務課長)
- 法三統括官 三浦千尋(退 職)
- 法五統括官 宮武義信(麴町・法六統括官)
- 法七統括官 森 俊一郎(荻窪・特別調査官)
- 上席指導官 中垣忠司(国税局・電算課係長)
- 指導調査官 山本 好(京橋・法調査官)
- 指導調査官 溝越信行(板橋・法人指導官)

◇ 転 入 者

- 署 長 高根澤 邦(神奈川税務署長)
- 副 署 長 石川栄 夫(厚木・副署長)
- 総務課長 篠原 蓉(国税局・間税部監査部)
- 法一統括官 三上孝一(麻布・法一統括官)
- 法三統括官 長崎政幸(芝・法六統括官)
- 法五統括官 細田 寛(神田・法七統括官)
- 法七統括官 小柳猪三男(中野・法二統括官)
- 上席指導官 野上好久(目黒・上席指導官)
- 指導調査官 石井博文(署内・法六調査官)
- 指導調査官 鬼岡幸三(八王子・法二調査官)

年間行事の大綱を検討した

青年部役員会

去る八月十二日(金) 午後六時より第二回青年部役員会が三幸に於いて開催され、本年度後半期の事業活動の検討が行われた。署よりも新任の野上上席指導官石井指導官が出席し、又役員も相談役の多田、植松の両氏を始めとして二名を除く十三名がでそい、青年部らしいふんいきのもとで、活発に検討会は進められた。最初に宮沢部会長のあいさつがあり、つづく新任の野上上席指導官、石井指導官のあいさつのち直ちに議題に入った。

会議は部会長の議案を中心に検討されたが、其の試案通り経営に関する講座と

税務に関する研修会を隔月に交互に行うという大綱が承認され、又三月迄に二回ぐらい各地区毎に青年部会を行ってはその意見も出て、充分検討の上、その実施が取り決められた。

其後署幹部との懇談に入り、増強其他活発な意見がとりかわされ、極めて盛會裡の中に八時に散会した。

出席者左の通り。

- 役員：多田氏、植松氏、宮沢氏、甘利氏
- 大野氏、金森氏、椎貝氏、西部氏
- 森氏、寺田氏、佐藤氏、藤森氏、
- 中村氏、木村氏、米原氏。

広報委員会開かる

八月十九日(金) 午後二時より署より新任の野上上席指導官、大宮指導官の出席を戴き、会報十二号(次回号)を議題としての広報委員会が開かれた。

先づ水野委員長のあいさつの後、野上上席指導官より新任のあいさつがあり議題に入った。

委員会は事務局案を中心に検討が進められたが、野上上席指導官より他法人会の会報編集のあり方や今後の会報の充実

に向けての色々なアドバイスがあり、各委員の関心を引いた。尚同氏より広報委員会としての活発な広報活動の重要性がのべられ、目標の大きさ一つをとっても会員増強に大きな威力を発揮するものである旨、他法人会の事例を引いてのべられ、大きな示唆が与えられた。

当日の出席者は左記の通り。

- 水野委員長、中野副委員長、平沼委員、
- 植松委員、峯村委員。

経営者層を対象に

一般教養に関する講演会行わる

～青年部主催～

講師 楠本憲吉氏
演題 味のあつた話

八月二十三日(火) 午後二時より東京信用金庫本店八階ホールに於いて、テレビ出演等で有名な楠本憲吉氏を招聘して講演会が開催された。

先づ講師は実際見聞した中共、ソ聯等の国柄等より説きおこし、日韓癒着問題、大陸棚等の外交問題、マラッカ海峡、東南アジアの情勢、石油問題等にふれ、今が日本の最高のピンチの時だと強調した。尚其につき加えて今後タレント等を選ぶのではなく、いのちをはって政治に当る政治家の



選出が大事ではなからうかと信念を吐露した。

次にいくつか自分が経営している会社の社長として、経営者という立場から経営者のあり方、日本の税金の現況、現代女性の結婚観等にふれ、最後に質問形式に金もうけの話、教育問題、日教組、健康法、之からのファッションの流行色其他多岐にわたる話題をひろげ、すっかり参加者の関心をあつめ、非常に魅力のある講演であった。最後に西部副部会長の閉会のあいさつにより四時に散会した。

参考になる点を若干あげると左記の通りである。

記

- (1)中共に行くところのホテルにも世界地図がはってあり、ハブマイ、シコタン等が日本領土となつて居り、中共では其等を日本領土として認めている。
- (2)マレーシヤは政情不安定。マラッカ海峡を一時間に一隻の割で石油、重油を満載して日本の舟が通っているが、何

かあり、海峽が閉鎖になると、ぐっと南をまわって日本に來なければならぬ。而も印度洋の制海権はソ聯ににぎられてゐる。

(3)ヨーロッパ、米國は日本を相手にしてない。故に福田總理は一二八名の人をつれて金を貸しに東南アジアへ出かけたのだ。

(4)経営者として「べからず」の三つがある。

一つお客の顔を言うな。

一つお客の体を言うな。

一つお客の服装のことを言うな。

(5)人を叱る時につこり笑って次のように言え。

(1)「お前程の者がどうしてこんな馬鹿なことをしたんだ」とにつこり笑つていえ。

(2)「俺はお前を信頼しているのに、どうしてこんなことをしたのかな。」

(3)「こわい顔して叱るのは誰でも出来る。人を叱る時につこり笑って叱るようになる」と一人前である。

(6)健康法

すみよし、かふんという、江戸時代の本に健康法が書いてある。

①肉は少く野菜はたくさん食べよ。

②お砂糖は少く果物を多くとれ。

③塩を少くお酢をうんととれ。

④ネリ区つないでよく笑え。

⑤あてもない、こうでもないと思はずらうことなく良く眠れ。

⑥自分に対する欲望は少く他人に多く施せ。

⑦車にのらずに良く歩け。

⑧お酒はなるべく少く、そしてお水を良くのめ。

⑨なるべく興奮しないでいつも静かにしておれ。

⑩なるべく薄着をして良く風呂に入れ

(7)長寿法に三つある

①良いお水を飲むこと。之は血液を浄化する。

②歯を丈夫にすること。

③自分の力で殺せないものは食べないこと。

馬は肉をたべない。ライオンは肉をたべる。人間が之をおかしている故に高血圧、癌という他の動物にない病気を背負ってしまったている。

この三つが原則。

(8)ファッションの流行色について

昨年から今年にかけての流行色がブルーと白である。之が来年一杯つづく。

再来年の流行色が黒、コゲ茶、褐色、其が三年つづく。四年後は今度はグリーン、緑である。之が三年つづく。其

が終るとピンク、赤、黄色となる。之が終ると又ブルーと白となる。之が流すよりローテーションである。

都税事務所だより

住所不明の納税通知書が、全都で約九万通もありました。

自動車税の届をお忘れなく

転居や転勤など住所変更の際に区市町村への届出届はつきものですが、忘れやすいのが自動車税の届です。この届がありまないと、納税通知書の到達が遅れたりして、思わぬトラブルのもとになることがあります。

自動車をお持ちの方で、住所変更される場合は、まず所轄の陸運事務所、さらに同じ敷地内の自動車税事務所に申告が必要ですが、とりあえずハガキで結構です。その際は、新旧住所、同居先やビル名などの『カタ書』電話番号、自動車の登録ナンバーを忘れずにご記入ください。

ハガキ等による連絡先は、定置場を所轄する都税事務所です。

都税事務所相談コーナーをご利用ください

不動産を売買したとき、事務所や住居を新築増築したとき、事業を開始したとき……税金はどうなるか。

都税のご相談は、都税事務所のなかにある相談コーナーをご利用ください。また、都税の部長、課長、課長補佐

ついでに質問、意見や、事務運営上の苦情なども相談コーナーで承っております。

お忙しいかたは、電話でも結構です。お気軽にご利用ください。

◇ 八月は個人事業税第一期分の納期でした

八月は個人事業税第一期分の納期でしたが、納め忘れたかたは、納期の翌月中は、銀行、信用金庫、信用組合、農協等の金融機関(郵便局を除く)で納税できます。

この期間をすぎますと、直接都税事務所へ納税しなければならなくなり面倒です。ご注意ください。

東京都豊島都税事務所 (九八二)一一二二

例解問答式

(五十二年版)

資産税の実務

(相続・贈与・評価・譲渡)

《定価 二七〇〇円》

東京国税局資産税課長監修 東京国税局資産税課編

◇ご希望の方は事務局へお申込をどうぞ。(二割割引)

◎税についての御相談

は申告指導官へ

会員の皆様、税金のことでお困りの方はいらっしやいませんか。現在税務署には税金でお困りの方々の為に、いつでもご相談に応じて下さる申告指導官の方々が配置されて居ります。そして皆様のご相談をお待ちして居ります。どうか多くの方が気軽ににご相談されることをおすすめ致します。

尚申告指導官制度についてももう少し詳しく申し上げますと、申告指導官は法人税、源泉所得税関係の質疑の回答や法人税申告の指導にあたり、又法人会等の行う説明会、講習会、研修会等の講師となり、法人会事業活動への積極的な支援と協力等を行うのが主な役目と聞いて居ります。

現在豊島税務署には四名の申告指導官が配置されて居りますが、其の方々をご紹介致します。

野上 好久(上席)

石井 博文(源泉)

亀岡 幸三

大宮 誠道

▽お問合せ電話番号 九八四一一一七

内線 三三二一三三三



大宮指導官



亀岡指導官



石井指導官



野上上席指導官



税のことわざ集 (4)

「問うに落ちず

語るに落ちる」



ますよ。」

……売れ残ったスーツを前にしよんぼりの主人。……これは、やっぱり、パーゲン用に回すとするか。

(ことわざ故事・金言小事典―福音館書店―から)

(注) 破損、型くずれ、たなざらし、品質変化等により通常の方法によって販売することができなくなった商品については、時価(期末の処分見込価額)まで評価を切下げることができます。

社長実務学

倒れる会社・伸びる会社

田中要人

(会社業務総合研究所所長)

悪条件の複合で倒産へ

倒産する会社は、三つに大別される。まず第一は、社内、社外の事情により、業績が停滞して資力財力ともに衰え、遂に運営困難となって倒産する会社。これには内部的な要因によるものと外部的な要因によるものとがある。第二は、企業の組織に弱い部門があり、多少のつまづきで倒産する会社。これも案外多い。第三は、取引上の事故、例えば連鎖倒産、主力をなす取引先の発注減や大きな手形の不渡りなどで倒産する会社。もちろんこの三つの要素が関連する場合もあるし、その他の要因が複合する場合もあるが、以下に具体例をあげて説明しよう。

① 比較的長期間にわたる業績の悪化と資力、財力の衰退で経営困難となり、遂に倒産するという事例。対策をどうにも競争激化で値上げができず、販売成績の停滞や売上代金の回収遅延など悪条

件が重複してどうにもならなくなる。しかし、業績が悪化しても、資力、財力がしっかりしていて営業能力もあれば、ある程度はもちこたえられるものである。

② 大きな取引の急激な変化が業績の衰退となって経営に停滞を生じ、保有資力が乏しくて倒産となる。ある配線プリンターの会社は、取引先の大手四社から毎月それぞれ三〜五千万円ほどの注文があったが、最近の景気低迷で各社とも一〜三千万円ほどに激減した。赤字どころではない。それに支払も遅延続きで遂に倒産した。

③ 業績の衰退で売上収入が減少する一方だが、これに対する支払の調整がつかず、そのうえ融資の手当も間に合わないで倒産する。ある製菓会社は、売上収入が減ったにもかかわらず、社長の買入れた土地代金が支払えないだけでなく、仕入代金の手形の始末もできず、遂に不渡りを出して倒産した。

④ 放漫経営、殊に収支見直しを誤まり、支払いにも支障をきたして倒産す

る。ある佃煮類の会社は、投資の効果も検討せず、またバランス処置も考えないで、工場建設に何億円かを投資したが、見込んだほどの収益も出ないで倒産した。放漫経営の結果である。

⑤ 営業部門が弱くて経営の調整がとれず、幹部もダメで大事を善処できないというように、内部体制の破綻で倒産する例も多い。

企業守る合理的な体制

以上が倒産する会社の例である。倒産の悲劇を避けるには、以上のようなことが生じないよう経営上の予防措置をとらなければならない。そうした処置である程度までは倒産を防止できる場合が少なくない。

① 業績がよくて収支もよく、それに資力、財力も相当ある会社。これは当分大丈夫だが、業績が大きく低下したり、業績低下の期間が長く続くと危くなる。② 業績が相当期間引き続いてよく、相当な財力と資力の蓄積がある会社。こうした会社も十分に考えなければならぬのは、業績のよい間にできるだけ資力を蓄積しておくことである。

③ 取引はもちろん資力も強い親会社に庇護されている会社。つまり有力な親会社をもつ子会社や代理店、下請会社である。④ 優れた手腕のある幹部がそろって、社長中心に結束している会社。業績のよい会社でも、社長が突然死去すると幹部がばらばらになり、瞬く間に衰退する例もある。⑤ 経営の組織を合理的な独特のシステムにしている会社。つまり経営の経済化を図っている会社で、例えば売上が半減しても赤字にならないような組織を築き上げている。そのためある程度以上は会社の規模を大きくしない。会社の規模をやたらに大きくすると、効率的な運営が困難になるからである。経営と業務の合理化を強力に推進しているような会社はこの中に入る。

追隨許さぬ独特の商法

現在の経済情勢下で会社を伸ばしていくのは難しい。現実には停滞か衰退かである。そうしたなかで会社を伸ばしていくには、どんな手を打てばよいか。まず第一には――① 需要が多くて儲かる商品を製造し、あるいは仕入れて販売することである。言うは易く行は難いが、やりようによってはその手が見つかる。ある自動車用品の販売会社は、電装店や自動車修理工場、自動車用品店などで売って、あるもの

とは関係のないもの、例えばマットレスのようなものをスーパーマーケットなどで売らせ、相当の売上げをあげている。要は儲かる商品と販売の道を探すことだが、この探し方と工夫と努力が乏しい。

② よい商品を製造し、または販売することである。ある会社は、国内には見当らない優良な商品を海外で探し求め、日本の総代理店になって販売し、会社をぐんぐん伸ばしている。

第二には、独特の商法をとることであるが、別に面倒でも経費のかかることでもない。これは横浜の工場消耗品を販売する会社の例――横浜の造船所や重工業の会社には、東京から大会社の営業マンが毎日注文取りや売込みに来ているが、顔を出すのは新入社員で、いずれも昼過ぎになる。ところが、この会社の営業マンは、毎朝始業の八時三十分には顔を出し、注文があると折返し納品する。しかも業務に精通して話のわかるベテランを立てたので、数か月のうちに売上高が倍増した。この例など別に面倒でも経費がかかることもない。以上の二つのいき方を中核にして、堅実に経営することである。

(法人の税務より転載)

講習会日程表

九月開講の

◆ 法人税実務講座 (毎回一三・三〇〜一六・〇〇)

- 第一回 九月 六日(火)
第二回 九月 十三日(火)
第三回 九月 二十日(木)
第四回 九月 二十七日(木)
第五回 九月 二十九日(木)
第六回 十月 六日(木)
第七回 十月 十三日(木)
第八回 十月 二十日(金)
第九回 十月 二十七日(木)
第十回 十一月 三日(金)
十一月 十日(金)
十一月 十七日(金)
十一月 二十四日(金)

◆ 源泉所得税講座基礎コース (毎回一三・三〇〜一五・三〇)

- 第一回 九月 十九日(月)
第二回 九月 二十七日(火)
第三回 十月 四日(火)
第四回 十月 十八日(火)
第五回 十一月 一日(火)
第六回 十一月 十五日(火)
第七回 十一月 二十二日(火)

(会場 東京信用金庫本店)

昭和53年度 税制改正要望全国大会のご案内

日時=昭和52年9月20日(火) 正午開場:午後1時開会
場所=東京九段下 九段会館 1階大ホール

第1部 税制改正要望全国大会 <1時~1時30分>

- ※ 会長挨拶
※ 昭和53年度要望事項主旨説明
※ 原案採決

第2部 政党代表意見発表 <1時30分~3時>

- ※ 法人会の税制改正要望事項とわが党の考え方 (自民・社会・公明・民社各党)

第3部 記念講演 <3時~4時>

- ※ 演題 混迷する日本経済と企業対策
※ 講師 田中洋之助氏

◎ 参加申込をどうぞ
参加割当がありますので、割当数に達した時は締切りますのでご諒承下さい。

豊島区の風土記 (4)

《巢鴨IIのII巻》

●巢鴨の地名のおこり

巢鴨の名が初めて記録に見えるのは、「中興治乱記」で、今から六〇〇年の昔芳賀伊賀守高貞が時の室町幕府(足利)にそむいて兵をあげ、武州板橋原に陣をしいたとき、これを討とうとする上杉兵庫頭憲将を大将とした軍が「その勢二千余騎、これも武州州賀茂(すがも)という所に陣取った」と書かれているが、つまりはそんな合戦の場にも、二千人余が野営するにもふさわしいような場所だったのである。太田道灌もその百年ぐらいあとに、この巢鴨の地で平塚城に拠った豊島泰明とここで戦っているが、水に恵まれたことは、兵を休めるのに絶対だったのであろう。

「巢鴨」の文字が定着したのは、はっきりしてないが、江戸も半ば以後と考えられている。「江戸砂子」の中に、名のいわれを「ここに大きな池があって、鴨が住んでいたからだ」と、土地の人が伝えていたことが出ているが「江戸会誌」では、「その説信するに足らず」として

この地の地形や、様子からまた名であると断じている。今では、合戦のあととも、川の州のあとも、もうどこにもさがすことは出来ないが、巢鴨はそうした古い土地なのである。

●とげぬき地蔵尊

古老のお話では、かつての中山道は雨が降ると道がぬかり、田んぼの中を歩く



ようですこぶる難渋したそうである。乾いていけば土埃がし、砂利道だから牛が荷車を曳いて通るのがやかましかったという。牛の曳く車はだいたい農家が下肥を積んで行くものだった。

その中山道をさらに進むと右に「とげぬき地蔵」で有名な曹洞宗、万頂山高岩寺がある。この寺は明治二十四年にここに移ってきた寺で、巢鴨の地蔵といえはむかしは眞性寺のそれをさしたのだが、今ではこの地蔵をさすほどに知られている。この寺は「御府内備考」に、「往古、湯島、御茶水あたりに同寺まかりあり候。年代相知らず」と出ている。やがてそこから上野に移り、再びここに移ってきた寺である。

「とげぬき地蔵」のいわれは、「続江戸砂子」に出ている。田付某という人の妻が病み、その夫に「実家の家系では女は二十五歳より長生き出来ないことになっているので、死ぬのをただ待っているのだ」と言うので、夫は驚いて日ごろから信心する地蔵にひたすら祈ると、夢枕に一人の僧があらわれ「この御像を一万体、紙に写して川へ流せば病いはたちどころに平癒する」と告げるのであった。目が覚めると枕許に一寸三分の小さな地蔵があり、そこでお告げに従って一万体を写して浅草川に浮かせた。するとその夜、病人の枕辺にやせおとろえた男が立っているのを、くだんの僧が手にしていた鋤杖で追ひ払うのを見たのである。病人は翌朝から気持ち良くなり、すっかり

全快することを得た。誰伝えることなくこの話が広まり、重病、難病の者も、この御像をいたたくと病気が平癒するということで、御像地蔵として有名なようになったというのである。

田付某はこの尊像を享保十三年(一七二八)に寺に奉納し、寺宝となったといわれ、この地蔵尊の御影を患部に貼って祈願すれば病気の「とげ」を抜いてくださる、すなわち「とげぬき地蔵(延命地蔵尊)」として知られており、この御影が頒たれている。多くの人の信仰を集め四の日の縁日は旧中山道は人で埋まる。なお、この境内には補修された古い板碑が残されている。寛政十二年に密藏和尚が地中から掘り出したもので、大永(室町期)の庚申待板碑である。板碑には大永八年(一五二八)の文字が読める。

《投稿募集》

会報に掲載する原稿を募集致します。

- ▽要望事項
- ▽御意見
- ▽感想文
- ▽歌、俳句、其他

広告募集



玉野自動車工業㈱社長

多田

勲 (総務委員長)

海外旅行記

ブラジルあれこれ ①

はじめに地球の裏側の国ブラジルについて御紹介しよう。ブラジルの面積は日本の二十三倍、人口は約一億一千万人。

(戸籍制度がないので確実な数字ではない)。サンパウロ州だけで日本とほぼ同じ大きさだそうである。その面積、人口近代性の点で南半球最大の国であり、その東南部ミナスジェライス、サンパウロパラナ、リオデジャネーロにリオデジャネーロを加えた五州が経済の中心地域であり、リオ市、サンパウロ市などを中心に人口の過半数が集中している。しかしこのような都市をはなれ、一步アマゾンの奥地に入ると、それこそ緑の大魔境である。

コロンビアの首都ボゴタを夜の八時に飛びたつて、リオデジャネーロに着いたのが翌朝の五時、いささか睡眠不足。今ブラジルはますます工業化の道を歩んでおり、日本からも石川島播磨をはじめとして約四百社の進出企業があり、空港からコパカバーナのホテルまでのバスか

らみたリオの街は、早朝だというのに大変活気に溢れている。

商売柄どうしても自動車に目を奪われがちで、片側四車線位の広い道路を走っている車は、圧倒的にフォルクスワーゲンが多い。ブラジルの車の保有台数は約七百万台といわれ、その六割乃至七割はブラジル産のワージェンである。この国の自動車工業の歴史は二十年だといわれる。これを裏返せばそのままブラジルの工業国化の足跡である。徹底的な国内自動車工業の保護と国産化方針のもとに大きく成長し、ワージェンは九十五%が国産化され、今やブラジルの国民車として定着しているようである。これについてはドイツへ行った或るブラジル人が、「ドイツにもワージェンが走っているんだね」と驚いたという笑い話があるくらいだそうである。

(以下次号)

明るい窓口

「いらっしゃいませ」



東海銀行 池袋支店

天候異変でぐつついている天気や或る朝「明るい窓口」を求めて、池袋駅東口前三越の隣りの東海銀行池袋支店を訪問した。店内のあちこちより「いらっしゃいませ」の声が飛んで来た。お客も未だ早いのか十名ぐらい窓口にいる数名の女性の中より、今お客との応待を終えたばかりの女性に声をかけてみた。胸には「千野」としてさされている。

「いらっしゃいませ」親しみのある声である。預金通帳を出しながら話しかけてみた。「明るい窓口って?」「そうですね、笑顔で元気な声が聞える窓口だと思います」気持ちよく答えてくれた。趣味は山登り、スキーだ

とか。もう一つ質問してみた。

「あなたはどのような点に心掛けていますか?」「そうですね、より多くのお客様とあいさつをかわし、お話が出来るようにと思っています。出来ればあなたかい人間のつながりなんかも感じられるようになれば最高だと思います」。入行以来六年目というベテランだけに、中々言うことがしつかりしている。三人兄弟の中で真中だとか。支店長が最近世田谷支店より転任して来られ、新しいいぶきにもえて頑張っているとか。他のお客の手前もあり、さわやかな応待を終えて帰路についた。

《社長健康学》

ガンは「壮・老年病」

ガンは国際的にみて、近代国家を形成した諸国民にとって最大の病敵である。日、米、欧、中国、ソ連で五十〜七十歳代の死亡原因の最重要な位置にある。前回に述べた高血圧症、心筋梗塞症、糖尿病、肝臓癌など一連の成人病を持たない、いわば健康な壮老年者がガンのために死んでゆき、その人が公人として社会に影響力をもっている場合、その死は社会的なショックを与える。

企業の世界に身をおかれる方々は、それぞれ知人、友人、同一あるいは関連企業内において実例をご存知のことと思う。前号にもふれた一般成人病は突然おこるものでなく、従って早くからの検診でその徴候をつきとめて治し、あるいは進行させぬように努めれば、重役、社長の任務を長期にわたって果たすことができる。ところがガンはそうではない。大部分が成人病の要素は何もない。むしろ壮気健全の人で、早ければ四十歳前後、多くは五十歳代六十歳代で、企業体の代表者となる年代に、あるとき、身体の部位におこり、早期に治療しなければ、一三年後には死ぬ、という事態を引きおこすのである。

◎ ガンは予防できないか

「日常生活でこのような注意をすればガンにかからずにすむ」と万人にいえる方則はまだ見つかっていない。結核についてはストマイのような特効薬が発見されていなかった時代にも、感染前つまりツベルクリン陰性の時期に、BCGの接種で、発病を事前に、発病しても悪性化を八分の一にできたし、日常生活での栄養の摂取と過労の防止によって、その発病をかなり防ぐことができた。しかし、ガンにはまだそのような基本的予防策が医学上確立されていない。それで今日のところ、確実性はまだ乏しいのだが、次のようなことがある程度役に立ちそうかどうかまでである。

- ①日本人の間にもっとも発病率の高い胃癌に対しては、白米のご飯をたくさん食べ、塩辛いおかずを多くとり、黒こげになるほど焼いた魚などを食べるのはよくない。
- ②最近急にふえてきた肺ガンに対してはタバコの吸いすぎ(一日二十本以上)、空気の汚染(工場内、石油燃焼ガスの濃

い地帯など)での業務や居住をさせた方がよい。
③食道ガンの発病者には、つよいお酒をたくさん飲む習慣が長く続いた人に多い傾向がみとめられる。
④肝臓ガンには、人工着色の食品、酒量が大ということを考慮した方がよい。
⑤女性については妊娠、分娩、授乳の経験がないか、あるいは少い人に乳ガンの発生がふえてきている。

これらのことは、まだ統計的な推理を基礎に、一部は基礎実験の関連で、私として医学の現状をそのまま公正におつたえできるものである。

なお以上のことに加えて、肺結核患者に肺ガンの発生が少ないことがわかっていいるが、肺結核の激減した日本に肺ガンの発生がふえてきた(アメリカやイギリスなどでもそうであった)という統計的論調が結核病界から生まれてきた。そうしたことから、肺結核の発病が激減した現在の日本では、肺ガンに対する警戒を重視すべきである、ということになり、結核菌製剤のガン発生への予防効果を検討することも、ガン学界的課題になりつつある。

それはそれとして、①から⑤までにあげたことに留意した生活でガンは大丈夫だ、といえる段階ではない。では、どうすればよいかを、次号に具体的に述べることにしよう。

(法人の税務より転載)

講読のおすすめ

経営者の税務読本

(宮本一三編著 財団法人全国法人会総連合出版) 定価 八五〇円
会社の経営者として、ぜひ知っておいてもらいたいと思われることがらを、とてもわかり易く書いてあります。法人税の問題に限らず、所得税、さらに贈与税の問題も解説してあります。御希望の方は事務局へどうぞ。(会員の方には割引)

▽健康レポート△

カルシウムイオン水……ちょっと聞きなれない言葉だが、「今年中に確実に主婦たちの間で常識語になるだろう」といわれている。一口でいってしまえば、これ、アルカリ性の水のこと。水道の水を電気分解してアルカリ水と酸性水にわけ、アルカリ水(カルシウムイオン水)を毎日飲むことによって、慢性の胃腸病を直し、あわせて万病のもとといわれる酸性体質を健康体質(弱アルカリ体質)にかえようというもの。
このところ需要者が急速にふえたことから、一流メーカーもぞくぞく製造にのり出してきた。

豊さん 島さんの 税務相談コーナー

福利厚生費をめぐる問題 (その3)

残業者に支給する食事は課税されない!

大塚さん ところで製品の納入期日が近づいてきますと、どうしても残業しなくては、間に合わない場合があります。

このようなときには、給食会社から弁当を購入し、食事を支給することにしてありますが、現物給与として課税することになりますか。

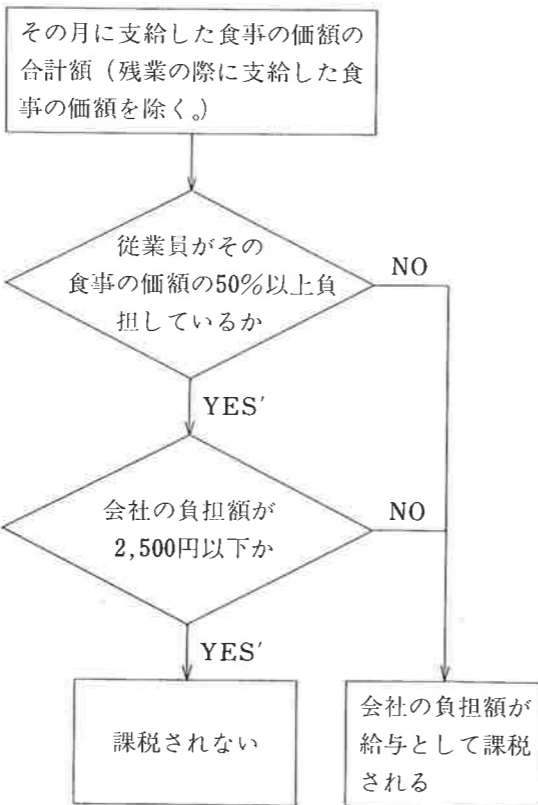
島さん 残業した人に対して支給する食事については、課税しなくてもよいことになっていますので福利厚生費とすればよいでしょう。

大塚さん この場合、食事の支給に代えて金銭を支給するわけにはいきませんか。

島さん 金銭を支給しますと、一種の手当という事で課税することになりますね。

- 島さん 食事を提供した場合に
- ① 食事の価額の50%以上を従業員が負担し、
 - ② しかも、その従業員に対する会社の負担が月額 2,500円以下であるということです。

<参考>食事を支給しても課税されない場合



昼食の場合は課税される……?

大塚さん 昼食の支給も残業の場合と同様に課税しなくてかまいませんか。

島さん いいえ、昼食を支給した場合には現物給与として課税することになりますよ。

大塚さん ……………?

島さん しかし、会社が従業員に食事を提供しても一定の条件を満すものについては、課税しないことになっています。

大塚さん その条件とは……?

健康な家庭

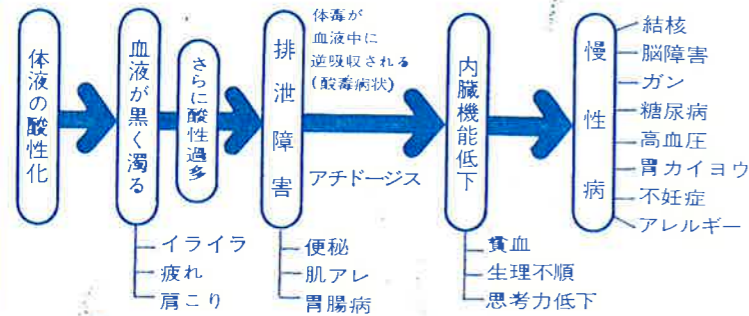
フレッシュミネラー

酸性体質に表われる症状



◎ 身体がカユイ	◎ 顔色、皮膚の色、ツヤが悪い
◎ 便秘	◎ タコ、マメができた
◎ 肩がこる	◎ 歯にガタがきた
◎ 胃が重い	◎ 関節が痛む
◎ カゼを引きやすい	◎ 手、足が冷える
◎ 吹出ものが出やすい	◎ 不眠症、イライラ
◎ 疲労がスッキリとれない	◎ 寝不足ではないのにマブタや唇がピクピクする
◎ シミがでる	◎ お腹が張る
◎ 記憶力が落ちた感じ	◎ ぜんそく気味

酸性体質を放っておくと



体質改善 根治療法で

酸性を中和し、身体を弱アルカリ性に保つ、『カルシウムイオン』

販売方法

- 現金価格 五五、〇〇〇円
 - 十回分割払い 頭金 一〇、〇〇〇円 毎月 四、七七〇円 (十回均等)
 - ① フレッシュミネラー申込み
 - ② 氏名・住所・電話
 - ③ 現金・分割払を記入して下さい。
- 電話かおハガキにてお申込み下さい。十日以内に現品をお届け致します。

岡村総業(株)商事部

〒111 東京都豊島区南池袋二丁目三十三番七
 TEL (九八四) 五七一四(代)
 担当 松下

例えば、その月に従業員の1人が会社支給の昼食をとり、その昼食代が月額 5,000円だったとします。

この場合、会社がその半額の 2,500円を食事代として従業員に負担させ、会社が残りの2,500円を負担すれば、この食事について課税の問題は生じないことになります。

大塚さん そうしますと1か月の食事代が 6,000円だとしますと……。

島さん 会社が負担するのは、半分の 3,000円ではなく 2,500円までにとどめ、残りの 3,500円は従業員が負担することにすれば、課税されません。

(注) なお、この場合の食事の価額は

- ① 会社直営の食堂で調理して提供するものについては、材料費などの直接要した費用の額
 - ② 給食会社等から購入して提供したものについては購入価額
- により、それぞれ計算した額となります。

会社が使用人に社宅を割安で貸与しても課税されない?!

大塚さん 私どもの会社では、自社所有の社宅がありませんので、他から借り受けて使用人に提供しようと考えております。

この場合、使用人から家賃を徴収しなければ課税されますか。

島さん そうですね。貸与を受けた使用人にとっては、無料ですと、経済的利益を受けたこととなりますから、その受けた利益の額は、給与として課税されます。

大塚さん ……………。

島さん しかし、会社の社宅制度は、使用人の福利厚生の性格をもってありますし、一般の賃貸借契約に基づく借家と異なって、個人の選択性が制限されておりますから、その受けた経済的利益のすべてを課税することに問題がないわけではありません。

そこで、「通常の家賃相当額」の1/2以上をその使用人から実際に徴収していれば、課税しないこととされています。

大塚さん ところで、「通常の家賃相当額」とは

会社が家主に対して支払う賃借料をいうのですか。

島さん いいえ、そうではありません。「通常の家賃相当額」とは、次の算式により計算した額をいいます。

$$\text{その年度の家賃} \times 0.2\% + 12\text{円} \times \frac{\text{床面積(m)}}{3.3\text{(m)}}$$

① の固定資産税の課税標準額

$$\text{純家賃相当額 (月額)}$$

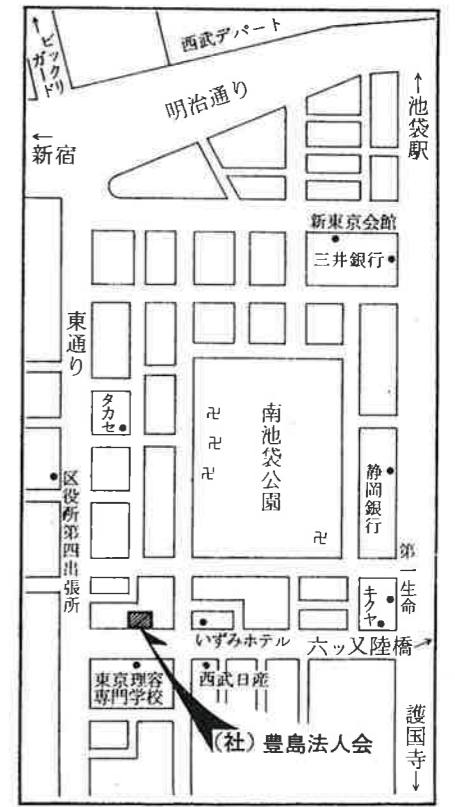
$$\text{その年度の敷地} \times 0.22\% = \text{地代相当額}$$

② の固定資産税の課税標準額 (月額)

$$\text{①} + \text{②} = \text{通常の家賃相当額 (月額)}$$

なお、通常の家賃相当額の半分に満たない場合には、「通常の家賃相当額」と「実際に徴収している家賃」との差額が給与として課税されますので注意を要します。

大塚さん 福利厚生関係について、いろいろと説明していただきほんとうにありがとうございます。(完)



中学生の

「税に関する作文」集 ②

「すばらしい内容の作文をよんでみませんか」

税金について

豊島区立第十中学校

三年 鯉 淵 哲 彦

「税金について一言」と質問されたら、
 たいがいの中学生は、「税金ですか？
 あまりよくわからないですね。無関心か
 な。父や母の話だと『給料から税金はさ
 し引かれるし、地代家賃等、少しでも取
 入があると、すぐに税金でたまらない』
 等と云っているから税金は重いじゃない
 の。」といった感想ぐらしか述べられ
 ないだろう。しかし、「国は、国民が豊
 かで安定した生活ができるように我々の
 生活のすみずみまで広い範囲にわたり、
 いろいろな仕事をしている。そのため
 は、たくさんのお金が必要である。この
 資金は、国民が皆で出し合っていかな
 ければならない。それが税金なのだ。」と

いろいろな税金の解説を読んで、税金とは
 我々が社会の一員として暮らしていくた
 めにどうしても、支払らなくてはなら
 ないものだと云うことがわかる。もし、
 我々が税金を支払わなければどうだろ
 う。例えば、道路や水道等、毎日の生活
 に必要なものがこわされたとする。しか
 し国や地方公共団体は、財源難で直せな
 い。又警察や消防についても力がおよば
 なくなつて、犯罪はふえ火災がおきても
 消火できないで大混乱に陥ることにな
 るだろう。身近な問題では、ゴミ収集や、
 尿の処理だ。これらも、停滞し悪臭に
 満ち、まさに世の中は暗黒社会になるだ
 ろう。さらに社会福祉施設や生活保護制

度を運営することが困難になつて生活に
 困っている人たちが町じゅうに、あふ
 れるだろう。国の基本と云われている教育
 についても、教師の給料、校舎の建設、
 教科書の配布、学校給食の費用の出ると
 ころが無くなり、満足な学習さえできな
 くなつてしまふ。

たしかに不況の世の中に所得税を給料
 から10%天引きされ少しでも収入があ
 ると別に申告をして納税することなどは大
 変だ。でも社会の一員として暮らすた
 めには支払わなければならない会費の
 ものだと思ふ。

私たちは、国税庁の人たちが、我々
 国民から平等に税金を徴収し、効果ある使
 い道をするを願ひ、さらに、この大
 切な税金が正しく国民のために使われる
 様にそのゆくえをよく知っておくことが
 必要だと思ふ。

税務署推奨の本を 会員に限り特別価格で 頒布します

(数に制限がありますので、電話で
 お早めにお申し込み下さい)
 土地、建物の税のテクニク (定価六五〇円)
 社長の四季 (定価六五〇円)
 家族の四季 (定価六五〇円)
 (頒布価格並びに詳しいことは事務
 局に御照会下さい)

あじとじが日々

雨天が多かつた天候異常の八月を終り
 さわやかな九月を迎えました。暑も七月
 の定期異動で法人会に最も関係の深い法
 一の統括官を始めとして、指導官の方々
 も顔ぶれが変り、新しい陣容となりました。
 之から新しい方々と相たづさえて法
 人会の車をおすすめてゆき度いと思ひ
 ます。人は変つても基本的なことは変
 わけはなく、共々其の使命をみつめて頑
 張りましょう。

「増強は普段より」を合言葉に、区内
 法人をねこそぎ勧奨して法人会の意義を
 更に高めてゆき度いものです。

尚いづもの通り編集に当つては署の指
 導官の方々よりアドバイス、会員の方々
 より御協力を戴きました。紙上を借りて
 厚く御礼申し上げます。又今後も御意見
 御感想、随筆其他等御投稿下さいますよ
 うお願い致します。

発行 社団法人 豊島法人会

豊島区南池袋二の九の十六
 電話(03) 九八五八九四〇
 (九八一) 〇〇三四

発行人 今井 剛

編集人 廣報委員会

印刷所 星光印刷株式会社